



# 令和8年度水管理・国土保全局関係予算のポイント

国土交通省 水管理・国土保全局 河川計画課

## 1. 令和8年度予算の考え方と主な新規予算制度

### (1) 流域治水の加速化・深化

近年、短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により、全国各地で浸水被害が頻発しています。今後、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に対応するためには、事前防災対策の加速が重要です。

まず河川整備については、整備目標と実際の整備水準の差を早期に縮めるため、既存施設の徹底活用を図りつつ、治水計画の見直しや河川、ダム、砂防、下水道の整備等の事前防災対策を推進します。また、分かりやすい避難情報の提供や災害リスクを踏まえたまちづくり・住まい方の工夫等の被害軽減対策に取り組むことにより、流域治水の加速化・深化を図ってまいります。



### 水管理・国土保全局の取組 ～流域治水の加速化・深化～

特に、整備水準を上回る洪水等に対しては、ハード対策だけでなく、ソフト対策を組み合わせることが重要です。近年、豪雨等の自然災害が頻発・激甚化するなかで、洪水や高潮の危険性について、住民や水防関係者へのより明確できめ細かな周知が求められています。令和7年12月には、気象業務法及び水防法の一部改正により、河川の氾濫に係る通報

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や土石流	高潮 海面の上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの)住民がとるべき行動
警戒レベル5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
<警戒レベル4までに危険な場所からかならず避難!>					
警戒レベル4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル1	早期注意情報				災害への心構えを高める

### 警戒レベル相当情報の新たな情報体系

ています。令和7年12月には、気象業務法及び水防法の一部改正により、河川の氾濫に係る通報

制度、高潮の共同予報・警報などを創設しました。これらは、精度の高いきめ細かな防災気象情報を提供することで、水災害による被害の軽減を図ることを目的としています。また、これらの措置と合わせ、5段階の警戒レベルにあわせて情報の名称を整理し、シンプルで分かりやすい防災気象情報にすることとしています。

引き続き、避難行動の実効性の確保を推進し、流域全体でハード・ソフト一体となった、流域治水の取組を進めてまいります。

### **新規予算制度** 特定都市河川制度を活用した流域治水の推進

#### — 制度の概要（参照：予算概要 P16）

[予算概要はこちらからご覧ください](#)

特定都市河川浸水被害対策法に基づく貯留機能保全区域の指定を促進し、流域水害対策計画の実効性を高めるため、「特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）」を拡充しました。

拡充にあたっては、まず貯留機能保全区域の指定に係るプロセスを整理し、①指定方針の決定、②候補地選定、③合意形成、④指定の4段階に分けることで、それぞれの段階での課題整理を行いました。その上で、特に合意形成の局面においては、（i）貯留機能保全区域に指定した場合の区域内の土砂堆積やゴミの流入、（ii）区域の機能を維持する負担が課題であることに着目し、区域内に流入する塵芥・土砂等を捕捉する流入防止施設の整備や、防災教育等の啓発活動を補助対象に追加する拡充を行いました。これにより、継続的に貯留機能を維持するための地権者の負担軽減や地域の取組等を支援することを目的としています。



貯留機能保全区域（イメージ）

#### — 予算執行調査（財務省）との関係

特定都市河川と貯留機能保全区域の指定については、財務省による令和7年度予算執行調査の対象に選定され、特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」の策定状況や課題、貯留機能保全区域等の指定に係る課題の調査が行われました。

予算執行調査では、

- ・流域水害対策計画の策定や貯留機能保全区域等の指定が低調であること
- ・これらの策定・区域指定等に係る地権者等の合意形成等において、流域のあらゆる構成員が十分に役割を果たせるような「実効性のある態勢」を構築する必要があること
- ・流域水害対策計画や防災指針の策定にあたり、河川部局・都市部局が連携を図ることなどが指摘されました。

こうした指摘も踏まえ、水管理・国土保全局と都市局では、事務連絡を通じて、計画策定や区域指定にあたって期待される各関係者の役割、河川部局・都市部局の連携について周知するとともに、今般の新規予算制度を通じて、合意形成に係る支援の強化を進めています。

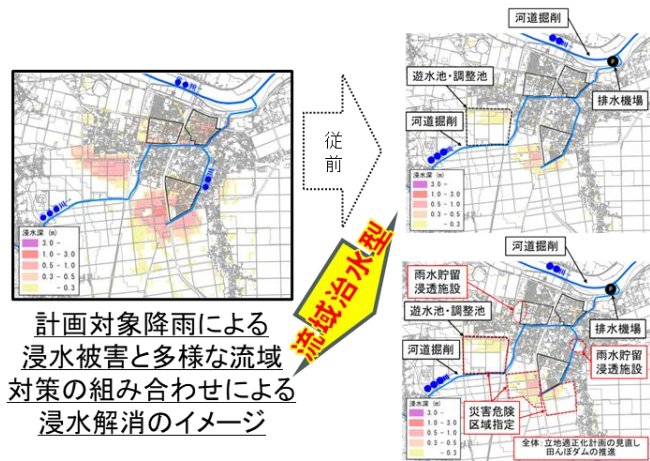
**新規予算制度** 流域対策を組み合わせた治水計画の検討促進

一 制度の概要（参照：予算概要 P13）

気候変動により激甚化・頻発化する水災害は、大河川だけでなく中小河川にも猛威を振っています。特に近年は、中小河川において、中高頻度で発生する降雨による浸水被害が多発しており、本支川や上下流バランスを踏まえつつ、流域全体で浸水被害を最小化する取組が重要です。

こうした状況を踏まえ、流域全体で水害に対応するため、「総合流域防災事業（防災・安全交付金）」を拡充し、新

たに「流域対策を組み合わせた治水計画検討」を事業内容に追加しました。これにより、気候変動を踏まえた河川整備基本方針へ変更した年度の翌年度から10年以内に限り、河川整備計画の策定又は変更の検討を行う1級水系の指定区間において、河川整備に加えて、多様な流域対策を組み合わせた治水計画の検討を行うための支援が可能となります。



計画対象降雨による浸水被害と多様な流域対策の組み合わせによる浸水解消のイメージ

新たな制度による対応

一 本川・支川・上下流一体の水害リスク最小化に向けて

制度の創設にあたっては、流域全体の水害リスクが最小化するためにどのような対策が必要か論点になりました。特に、支川や上流域における洪水や内水に対しては、河川整備の手順・手法や流域対策の効果等を分析し、対策を適切に組み合わせることが重要です。

そのため、これまでの河川整備に加えて、貯留機能保全区域や田んぼダム、雨水貯留施設などの流域対策を組み合わせた治水計画の検討が促進するよう、既述の制度改正を行うとともに、その検討と効果の考え方を明確化するための手引書の作成を進めています。

こうした手引書も活用しつつ、地域の治水上の課題や今後のまちづくりのあり方を踏まえ、支川流域や上流域等の小流域（スモールスケール）でオーダーメイドの目標を設定するとともに、流域対策の効果を見える化することで、流域対策への参加機運が高まり、流域治水が推進されることが期待されます。

(2) 流域総合水管理の推進

人口減少や産業構造の変化に伴う水需要の変化、カーボンニュートラルの実現などの社会経済情勢の変化に加え、気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化や渇水リスクの増大など、水を巡る課題は多様化かつ深刻化しています。

これらの課題に対応するため、令和7年6月には、国土審議会水資源開発分科会と社会資本整備審議会河川分科会により、「流域総合水管理のあり方について」の答申がとりまとめられました。答申を踏まえ、治水に加え利水・環境においても流域全体であらゆる関係者が協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境について一体的に取り組む流域総合水管理を進めることで「水災害

による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させていただきます。

①積極的な水利用の推進

気候変動による渇水リスクの増大や産業構造の変化に対応するため、水の安定供給・有効活用の取組を推進してまいります。また、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、水力発電の増強や省エネ等に取り組むなど、「水の恵みの最大化」を実現します。

②流域環境の魅力や価値の向上

かわまちづくりによる賑わいある良好な水辺空間の創出や河川を基軸とした生態系ネットワークの形成、海岸管理者と地域が一体となった砂浜保全など、多様な主体と連携した取組により地域活性化を推進します。

**【取組】**

- 気候変動が渇水リスクに及ぼす影響にかかる研究・検討の推進
- 必要な水供給施設の建設、計画的な更新
- 緊急時(渇水、災害、事故)の柔軟な水融通・事前調整
- リダンダンシー(冗長性)の確保
- 流域内の上水・工水・農水間の連携、データ共有
- 災害時の代替水源確保のため地下水や湧水の更なる活用を推進 等

水路の緑化  
施設のリダンダンシー確保  
供設水路  
水道用水の相互融通のための連絡管設置(神奈川県Hfより)  
管路の更新・耐震化

安定的に水を供給する

**水の恵みの最大化**

貴重な水資源を有効活用する

国産でクリーンな電力を増やす  
消費エネルギーを減らす

**【取組】**

- 新たな水需要への対応
- ダム容量(ダム使用権等)の円滑な活用
- 水利権の転用促進
- 融雪出水時の豊水の活用
- 複数ダムの統合運用・容量再編
- 下水汚泥の肥料利用を推進 等

水利権  
水利権  
水利権の転用のイメージ  
※河川管理者が審判し必要あり

融雪出水時の豊水の活用(代かき期の前期)

治水容量  
雨が予測されない場合貯水容量を上限(透明高水位化)  
洪水時に貯水容量を低下(季節放水等)  
利水容量(発電容量等)  
ハイブリッドダムのイメージ

**【取組】**

- 治水機能の強化と水力発電の促進を両立させるハイブリッドダムの推進
- 複数ダム間で連携した水力発電の増強
- 下水汚泥や伐採木を活用したバイオマス発電の促進
- 上下水道施設の再編(上流からの取水による省エネ化) 等

流域総合水管理の取組 ～積極的な水利用の推進～

**【取組】**

- 生物の生息・生育・繁殖の場の目標水準(定量目標)を河川整備計画に位置づけ
- 生物の生活史と調和したダイナミズムを考慮した流量変動・土砂動態等の管理
- 総合的な土砂管理との連携
- 流域治水と相乗効果を発揮するグリーンインフラの保全・創出 等

河川環境の定量的な目標設定  
流量変動等の管理(フラッシュ放流等)  
ダム下流/引川への土砂還元等総合的な土砂管理との連携  
遊水地等の整備と合わせた生態系の保全・創出

自然環境を守る・創る

**水でつながる豊かな環境の最大化**

人も自然もつなぐ

豊かな水環境を創る

水辺空間の魅力や価値の向上  
水源地地帯における交流施設の整備  
河川内外の連結性確保

**【取組】**

- 民間企業等の河川環境向上への参画を促進する認証制度や市民団体とのマッチング
- 流域ならではの水辺空間の魅力や価値の向上
- 上下流交流等により水源地域の継続的な振興を推進
- 河川内外の連結性確保など生態系ネットワークの形成・向上 等

**【取組】**

- 下水処理水の栄養塩類の能動的運転管理
- 地域の実情に応じた地下水マネジメントの推進 等

工場・事業場における栄養塩類供給に係るガイドライン(兵庫県環境部水大気課)

地下水マネジメント推進プラットフォームによる各種支援

流域総合水管理の取組 ～流域環境の魅力や価値の向上～

### (3) 流域総合水管理を横断的に支える取組

予防保全によるライフサイクルコストの縮減・平準化を図るため、長寿命化計画に基づく定期点検等により確認された修繕・更新が必要な施設への対策を加速するとともに、新技術の積極的な活用等により効率的かつ持続可能なメンテナンスサイクルを実現します。

また、流域に関する様々なデータの取得、蓄積・共有、分析・可視化に関する技術開発やシステムの整備を行い、インフラの整備・管理の効率化・高度化、総合的かつ多層的な防災・減災対策の実施、災害対応の省人化・迅速化、防災情報の高度化を図り、防災・減災DXを推進していきます。

## **新規予算制度** 予防保全型インフラメンテナンスへの早期転換に向けた支援強化

### 一 制度の概要（参照：予算概要 P61～63）

埼玉県八潮市の下水道管路の破損に起因する道路陥没事故を踏まえ、河川管理施設等についても、持続可能なインフラメンテナンスサイクル実現の重要性が高まっています。令和8年度の新規予算制度では、各施設の長寿命化計画の策定、それに基づく点検、診断、措置、記録の一連のインフラメンテナンスサイクルの中で、これまで支援が届きにくかった施設を中心として、支援の拡充を行いました。

#### ＜河川事業＞

##### 河川メンテナンス事業（補助）

都道府県等が管理する小規模な河川管理施設について、既存制度の補助率を二段階にすることで小規模な事業（1水系あたり総事業費1億5千万円以下）についても支援対象に追加。

#### ＜砂防事業＞

##### 砂防メンテナンス事業（補助）

UAV等のデジタル技術を用いた施設点検計画の策定（令和12年度まで）を支援対象に追加するとともに、雪崩防止施設の長寿命化計画の策定・変更（令和12年度まで）および修繕・改築・更新等の老朽化対策を支援対象に追加。

#### ＜海岸事業＞

##### 海岸メンテナンス事業（補助）

気候変動を考慮した海岸保全施設の計画の更新に係る時限の撤廃。

### 一 インフラメンテナンスサイクルの今後

国土交通省では、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、「下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会」を設置し、同種・類似の事故の発生を未然に防ぐことを目的に集中的な議論を進め、令和7年12月には、第3次提言がとりまとめられました。

提言では、インフラ全般に共通する課題が整理され、メリハリのある点検・調査や統合的マネジメント体制の構築等が示されています。これを踏まえ、河川管理施設等についても、社会的影響が大きい事故を防ぐため、「不具合の発生のしやすさ」や「社会的影響」を踏まえた対応のあり

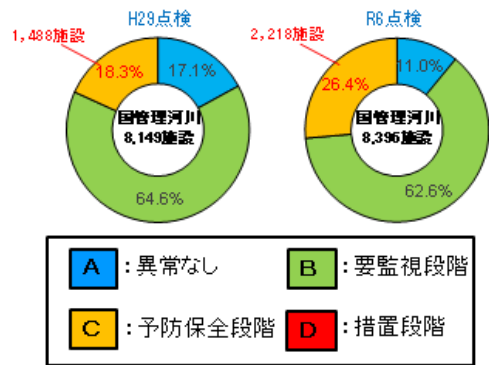
方を検討しているところであり、今後も持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現に向けて、力を入れてまいります。

(4) 南海トラフ地震等の大規模災害への対応

南海トラフ地震等の大規模地震に備えた河川・砂防・海岸関係施設の地震・津波対策を推進します。また、令和7年6月に改正された災害対策基本法において、国による被災自治体に対する応援体制の強化等の措置が規定されたことを踏まえ、TEC-

FORCEの増強および行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化、応援のための装備品等の充実による災害対応力の強化を進めてまいります。

C(予防保全段階)が増加する傾向



河川管理施設の点検結果 (例: 樋門・樋管)

**新規予算制度** 災害復旧工事諸費の拡充

一 制度の概要 (参照: 予算概要 P77)

能登半島地震等の経験も踏まえ、気候変動により激甚化・頻発化する水災害や切迫する南海トラフ地震等の大規模広域災害に対応するためには、現在の災害対応力を格段に引き上げることが必要になります。令和7年6月に改正された災害対策基本法に国による被災自治体に対する応援体制の強化等の措置が規定されたことを受け、緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の増強と行政機関・民間企業・学識者などの専門性を持った多様な主体との更なる連携強化により、被災自治体への新たな応援体制を構築していくこととなりました。

(円滑な相互応援の実施のために必要な措置)

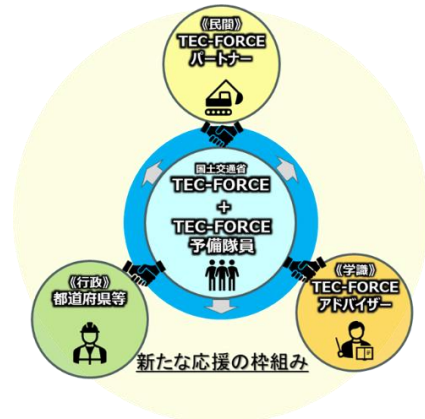
第四十九条の二 (中略) 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、前項の措置を講ずるほか、**高度かつ専門的な技術、知識又は経験を有する人材の確保及び育成、資機材の整備、災害の状況に応じて機動的に応援を行う体制の整備、多様な主体との連携の強化その他の取組を推進すること**により、他の災害応急対策責任者 (第五十一条第一項に規定する災害応急対策責任者をいう。) を迅速かつ的確に応援するよう努めなければならない。

新たな応援体制の構築にあたり、改正災対法の規定も踏まえ、TEC-FORCE 予備隊員<sup>\*1</sup> や TEC-FORCE アドバイザー<sup>\*2</sup> の派遣を含む TEC-FORCE の活動に必要な新たな予算の確保が必要となりました。

- ①人材の確保及び育成 ⇒ TEC-FORCE 予備隊員の採用・派遣・研修
- ②資機材整備 ⇒ 応援のための装備品等の充実
- ③応援を行う体制の整備 ⇒ TEC-FORCE の派遣
- ④多様な主体との連携強化等 ⇒ TEC-FORCE アドバイザーの派遣

このため、災害復旧工事諸費を拡充し、新規制度の運用に必要な経費を計上するとともに、災害時の隊員派遣に係る旅費や車両費、資機材の購入などについて、これまでの通常業務に係る工事諸費と切り離して確保することが可能となりました。

- ※1：TEC-FORCE 予備隊員：災害対応に係る専門的な知識・経験を有する民間企業等の人材で、災害時に TEC-FORCE の一員として活動する、あらかじめ登録された者のこと。
- ※2：TEC-FORCE アドバイザー：専門的な知識や経験を有する学識経験者等で、被災地で災害応急対策に関して助言をいただくために、事前に委嘱された者



### 一 応援体制の構築にあたって

検討の過程では、災害対応を行う職員の活動環境・処遇の改善についても論点となりました。能登半島地震の際に派遣された職員から、防寒着が支給されなかったため私物で対応したことや、支給された雨具の機能が低くムして不快な状態で作業にあたったなどの意見が挙げられたことを踏まえ、災害時に求められる装備品の機能についても議論しました。その結果として、これまで十分とは言えなかった装備品を充実させるため、悪天候や寒地でも対応可能な高機能雨具や防寒着などの調達に必要な予算を計上しています。

引き続き、災害対応力を格段に引き上げるための取組を進めてまいります。

## 2. 参考

令和8年度当初予算における水管理・国土保全局関係予算総額は、前年度より338億円増の11,050億円（対前年度1.03倍）を計上しています。主要項目は以下のとおりです（括弧書きには予算額を記載）。

- ① 流域治水の加速化・深化
  - ・流域治水の加速化・深化（6,277億円）
- ② 流域総合水管理の推進
  - ②-1 積極的な水利用の推進
    - ・強靱で持続可能な上下水道システム構築の推進（414億円）
    - ・ダム等におけるGXや下水汚泥資源の活用の推進（88億円）
  - ②-2 流域環境の魅力や価値の向上
    - ・流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進（94億円）
- ③ 流域総合水管理を横断的に支える取組
  - ・老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現（2,481億円）
  - ・水分野におけるDXの推進（89億円）
- ④ 南海トラフ地震等の大規模災害への対応 ※①～③の重複計上
  - ・上下水道施設の強靱化（104億円）
  - ・地震・津波対策の推進と災害対応力の強化（637億円）

# 水防月間について

## －洪水から守ろうみんなの地域－

5月1日～5月31日（北海道6月1日～6月30日）

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室

国土交通省では、関係機関とともに、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する理解を深め、広く協力を求めることにより水害の未然防止又は軽減に資することを目的として、5月1日から5月31日（北海道は6月1日から6月30日）を「水防月間」と定め、各種行事や訓練等を実施します。

我が国は、地形、気象などの自然的条件に加え、河川の氾濫域に市街地が形成されているという社会的要因により、洪水等による災害が起りやすい環境にあり、毎年のように、豪雨や台風などによる被害が発生しています。

昨年も、8月6日からの大雨をはじめ、全国各地で甚大な災害が発生しました。

近年、気候変動の影響により水害が激甚化・頻発化しており、被害の軽減を実現するためには、水防団、消防団による水防活動に加え、河川管理者との連携やハザードマップを活用した避難確保の取組、事業者や自主防災組織等による水防への参加などの「地域の防災力」が重要となります。

水防月間のテーマは「洪水から守ろうみんなの地域」であり、水防管理団体等は、水防月間実施要綱に基づいて、インターネット、SNS、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用して広報活動を積極的に展開するほか、河川管理者をはじめ関係機関と連携・協力して出水を想定した水防訓練やハザードマップ等を活用した避難訓練、水防資器材点検・整備等を実施することとしております。また、河川管理者は、河川の巡視や、河川管理施設及び許可工作物の安全性の点検等を実施するとともに、水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分説明することとしています。さらに、河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、新たに水防法に規定された氾濫等の通報制度の運用等について、施行に向け準備することとなります。

国土交通省では、一人ひとりが減災に取り組む社会的な機運を高めるため、流域のあらゆる関係者が協働してハード・ソフト一体となった水防災対策に取り組む「流域治水」を推進しております。水防活動の支援を行う流域の企業・団体等の水防協力団体への指定促進の取組についても、この「水防月間」に重点的に行うこととしています。

水防は、皆様の協力を得ることによって、その効果を最大限に発揮できるものであり、皆様方の積極的なご参加とともに、「水防月間」へのご理解とご協力をお願いいたします。

# 令和8年度水防月間実施要綱

## 1. 目的

水防月間の実施は、水害から国民の生命と財産を守るため、国民全般に水防の重要性と水防に関する基本的考え方の普及を図り、水防に対する国民の理解を深め、広く協力を求めることにより、水害の未然防止又は軽減に資すること及び出水期を前にした水防体制の強化を図ることを目的とする。

## 2. 期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月31日（日）まで  
（北海道にあっては、令和8年6月1日（月）から  
令和8年6月30日（火）まで）

## 3. 主催

国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体（市町村等）

## 4. 後援

警察庁、総務省消防庁、防衛省、全国知事会、全国市長会、  
全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、  
一般社団法人日本民間放送連盟、日本赤十字社

## 5. 協賛

全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、  
全国治水期成同盟会連合会、一般社団法人建設広報協会、  
一般社団法人全国海岸協会、公益社団法人全国防災協会、  
一般財団法人河川情報センター、全国建設弘済協議会

## 6. 月間のテーマ

洪水から守ろうみんなの地域

## 7. 月間の重点

### （1）水防の重要性の普及と水防訓練の実施

※特に、水防訓練においては、防災関係機関をはじめ地域住民・企業等多様な主体  
が参加できるようにするとともに、実態に即した水防工法等を実施

### （2）水防体制の強化

※特に、水防警報等の情報伝達体制の確保、重要水防箇所  
の周知徹底及び水防活動従事者の安全確保

(3) 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

※特に、堤防、護岸、堰、水門、樋門、閘門等の点検整備

## 8. 実施概要

水防管理団体、国及び都道府県（以下「水防管理団体等」という。）等は、出水期を前にしたこの月間内に、以下の活動を実施するよう努めるものとする。

### I 水防の重要性の普及と水防訓練等の実施

#### (1) 広報活動等の推進

- ① 水防管理団体等は、新聞、テレビ、ラジオ等の報道関係機関や水防協力団体、NIPPON防災資産の認定団体等と協力しながら、インターネット、SNS、広報誌、ポスター、パンフレット等を活用し、水防の意義及び重要性並びに水防月間の実施の趣旨が地域住民に十分に普及・浸透するよう、効率的、効果的な広報活動を実施すること。また、広報の素材となる写真・動画等について、訓練や実際の水防活動の際に収集しておくよう努めること。
- ② 水防管理団体等は、洪水、雨水出水、高潮、津波等による水害に対する住民等の防災意識を高めるため、水防に関する講演会、シンポジウム、展示会等の各種行事を実施すること。また、学校における水害対策の推進について、可能な範囲で協力すること。
- ③ 都道府県は、洪水予報河川、水位周知河川及び周辺に住家等の防護対象のある一級、二級河川について、また、水位周知海岸及び高潮による災害の発生を警戒すべき海岸について、下水道管理者は、住家等の防護対象のある下水道について、想定最大規模の外力に関する浸水想定区域等を速やかに指定・公表し、水害リスク情報の空白域の解消を推進すること。  
また、国及び都道府県は、想定最大規模の洪水等により家屋が倒壊・流失するおそれがある区域を公表した場合は、市町村と連携し説明会を開催すること等により住民への周知を徹底すること。
- ④ 市町村は、水害時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、住民等が自ら浸水リスクについて確認できるよう、想定最大規模の外力に対応したハザードマップ等を作成・公表するとともに、一層の周知徹底を図ること。なお、ハザードマップ作成にあたっては、地図面の視認性を確保しつつ、記載すべき事項に漏れがないかを十分に確認すること。  
また、過去の洪水等による浸水実績等の把握に努め、これを把握したときは、水害リスク情報として住民等へ周知するとともに、国及び都道府県と連携・協力し、マイ・タイムラインやまるごとまちごとハザードマップの取組の推進に努めること。
- ⑤ 河川管理者は、水防管理者が洪水による浸水の拡大を抑制する効用を有する盛土構造物や後方地（自然堤防等）等を浸水被害軽減地区として指定できるように、必要な情報提供・支援を行うこと。

- ⑥ 市町村は、浸水想定区域内にあり、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要が認められる地下街等及び要配慮者利用施設で、未だ市町村地域防災計画に定められていない施設がある場合は早急に市町村地域防災計画に定めること。

また、市町村地域防災計画に位置づけられた施設の管理者等に対しては、利用者の避難確保や浸水防止の計画作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置が推進されるよう積極的に働きかけるとともに、訓練後は振り返りを行い、必要に応じて避難確保や浸水防止の計画の見直しを行うよう働きかけを行うこと。さらに、管理者等からの計画や訓練の報告に対して、避難の実効性が確保されるよう必要に応じて助言等を行うこと。

- ⑦ 水防管理団体等は、洪水等に対しリスクが高い区域について、ウェブサイトへの掲載や市町村の広報活動を通じて、住民等への周知の徹底を図ること。
- ⑧ 水防管理団体等は、水防団員の確保のための住民、企業、団体への積極的な広報活動や協力依頼等を実施すること。

また、サラリーマンである水防団員が支障なく水防活動に従事できるように、水防活動時の休暇の取扱いについての配慮等所属事業所等への理解、協力等の積極的な働きかけを実施すること。

- ⑨ 水防管理団体等は、永年功労や水防活動への従事のみならず、水防技術の向上・伝承、水防体制の整備・水防思想の普及等、水防に関し顕著な功績のあった個人又は団体に対する表彰を実施するとともに、市町村のウェブサイトや広報誌に掲載する等により、広く周知を図ること。

## (2) 水防訓練等の実施

- ① 水防管理団体等は、河川管理者をはじめ警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力した洪水時における相互の連携による水防体制の強化、水防団の水防工法・技術の習得・向上、住民の水防に関する基本的考え方の普及や水防意識等の高揚を図るため、水防訓練を実施すること。
- ② 水防管理団体等は、河川特性、流域特性、実際の水防活動の経験等を関係者間で共有するとともに、河川の特性を踏まえた水防工法訓練、水防に関する新技術の普及・導入、最新の ICT 技術や DX を活用した訓練等に努めること。
- ③ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際しては、水防の担い手確保の観点からも、できる限り多くの地域住民、企業・団体等に参加を広く呼び掛けるとともに、複合災害等も想定した実践的な訓練となるよう努めること。
- ④ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、特に災害時の協定を締結している企業・団体等の参加を促すとともに、地域住民が水防活動を身近に感じられるような取組を行うこと。また、水防協力団体の指定に向けて広く企業・団体等へ働きかけるとともに水防協力団体との連携・協力関係の構築を図ること。
- ⑤ 水防管理団体等は、水防訓練の実施に際して、大規模水害やダム の 事前放流を想定した情報伝達、水害対応タイムラインに基づく水防活動（水防団員自身の退避等の

安全管理行動を含む)、水防団・水防協力団体・自主防災組織・福祉関係者等による住民への避難の呼びかけや避難誘導など、実践的な訓練となるよう努めること。

- ⑥ 水防管理団体等は、洪水等による水災時の住民等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、ハザードマップを活用したマイ・タイムラインの作成や、まるごとまちごとハザードマップ等を活用した住民参加による避難訓練を実施すること。

なお、訓練は、可能な限り高齢者や障害者等の避難行動要支援者の参加も得て実施するとともに、夜間の避難等も想定して避難経路上の危険箇所の確認を行うなど、実践的な訓練となるよう努めること。

- ⑦ 水防管理団体等は、市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等が行う、施設利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水防止のための訓練の支援に努めること。
- ⑧ 水防管理団体等は、必要に応じて公益社団法人全国防災協会の水防専門家派遣制度を活用するなど、水防に関する高度な知識及び技能の習得が図られるよう水防研修会等における講義、討論、実習等研修内容の充実に努めること。

## II 水防体制の強化

### (1) 水防警報等の情報伝達体制の確保

水防管理団体等は、水防警報、洪水予報、特別警戒水位到達情報、氾濫等の通報等の水防情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、関係各機関との通信及び連絡に必要な機器及び施設の点検整備を行うとともに、量水標管理者、水防団及び消防機関等と連携した総合的な情報伝達演習を行うこと。

特に、洪水時における通信機能の低下や混乱に備えた無線機器による情報伝達訓練及び避難情報の発令を含む水害対応タイムライン等を活用した情報伝達訓練を実施すること。

また、市町村は、住民及び市町村地域防災計画に位置付けられた地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等の管理者等、自衛水防組織に対する洪水予報等及び避難情報の確実な伝達を図るため、情報伝達訓練を実施するとともに、伝達する各情報の意味すること等について、周知を図ること。

なお、水害対応タイムライン等を活用して情報伝達訓練を実施した場合、訓練により明らかになった課題を踏まえ、避難情報の発令基準や水害対応タイムライン等の見直しを行うこと。

### (2) 水防資器材の点検、整備

水防管理団体は、水防資器材の点検を行い、地域や河川の特性を踏まえた資器材の整備を図り、都道府県及び水防管理団体はその結果等を踏まえて水防計画の見直しを行うこと。

### (3) 重要水防箇所の周知徹底等

河川管理者は、洪水時に迅速かつ的確な水防活動の実施が図られるよう、水防管理団体、水防団、自治会等と共同巡視を行い、重要水防箇所の周知徹底を図ること。

また、氾濫危険水位を設定した箇所の水位と水位観測所等の水位との関係や、氾濫危険水位を設定した箇所毎の想定される浸水区域、浸透・侵食に関して特に注意を要する箇所等、水防に必要な情報共有を行うこと。

(4) 河川管理と水防の連携強化等

河川管理者は、水防管理団体に対し、人員の応援や資器材の提供、水防管理団体が実施する水防訓練への参加等、水防活動への協力体制を確保すること。

また、河川管理者、下水道管理者又は海岸管理者は、新たに水防法に規定された氾濫等の通報制度の運用に向け体制の確保に努めること。

(5) 水防活動従事者の安全確保

水防管理団体等は、水防活動従事者の安全を確保するため、水防活動従事者の退避ルールの確立に努めるとともに、水防訓練等の機会を利用して無線通信機器やライフジャケット等安全装備の点検・整備を実施すること。

(6) 水防協力団体制度及び災害協定等の活用

水防管理団体等は、企業・団体等に対して水防協力団体制度の周知を行うとともに、水防協力団体への指定を積極的に働きかけるなど、水防協力団体制度の活用を図ること。また、水災害発生時の地域防災力を強化するため、企業・団体等との災害協定の締結に努めること。

### Ⅲ 河川管理施設等の巡視、点検及び整備等

水防管理者等は、河川を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川の管理者に連絡して必要な措置を求めること。

河川管理者は、一層嚴重に河川を巡視するとともに、河川管理施設、許可工作物の安全性について点検し、以下について実施すること。

(1) 危険と思われる河川管理施設等については、速やかに補強工事その他の適切な措置を講ずること。

(2) 許可工作物については施設管理者による点検、整備を十分行わせるとともに、その状況について河川管理者への報告を求め、施設管理者の立会いのもと、点検の結果を確認する等適切な指導監督を行うこと。...

(3) 堤防、護岸等については、損傷や変形、浸透、侵食など施設の状態を確認するとともに、近年の集中豪雨による災害に係る被災箇所については、嚴重な警戒を行うこと。

(4) 堰、水門、樋門、閘門等の工作物のゲートの開閉状況、取付護岸の維持状況、樋門周辺の空洞化状況及び下流側の河床低下の状況等について重点的な点検を行うこと。

なお、津波や整備水準を上回る洪水、高潮の発生時において、水門等を操作できない状況が生じる場合があるので、河川管理者は水門等の状況や操作の考え方について水防関係者等に十分に説明するとともに、防災訓練など各種機会を通じた情報提供により、住民への周知を図ること。

## ○令和8年度総合水防演習 開催日程

	演習名	開催日	開催予定地
北海道開発局	石狩川水系幾春別川総合水防演習	6月6日(土)	石狩川水系幾春別川 (北海道岩見沢市北村幌達布地先)
東北地方整備局	最上川下流・赤川総合水防演習	5月31日(日)	最上川水系最上川 (山形県酒田市下瀬地先)
関東地方整備局	第74回 利根川水系連合・総合水防演習	5月16日(土)	利根川水系利根川 (群馬県邑楽郡千代田町赤岩地先(利根川左岸河川敷))
北陸地方整備局	黒部川総合水防演習	5月30日(土)	黒部川水系黒部川 (富山県黒部市出島地先)
中部地方整備局	天竜川下流連合総合水防演習	5月31日(日)	天竜川水系天竜川 (静岡県浜松市中央区豊町地先)
近畿地方整備局	野洲川総合水防演習	5月16日(土)	淀川水系野洲川 (滋賀県野洲市三宅地先(野洲川右岸河川敷))
中国地方整備局	芦田川総合水防演習	5月23日(土)	芦田川水系芦田川 (広島県福山市草戸地先)
四国地方整備局	土器川総合水防演習	5月24日(日)	土器川水系土器川 (香川県丸亀市垂水町地先)
九州地方整備局	本明川総合水防演習	5月17日(日)	本明川水系本明川 (長崎県諫早市八天町地先)



**ハザードマップ**  
「身近な水害のリスクや  
避難経路」を知る



**浸水ナビ**  
「自宅の浸水リスク」を知る



**川の防災情報**  
「洪水の危険度」を知る

**北海道は**  
令和8年6月1日(月)  
~30日(火)

洪水から守ろう みんなの地域

**水防月間**

令和8年5月1日(金) ▶▶▶ 31日(日)

主催：国土交通省、内閣府、都道府県、水防管理団体 (市町村等)

後援：警察庁、防衛省、警察庁消防庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、NHK、一般社団法人日本新聞協会、一般社団法人日本放送連盟、日本赤十字社  
協賛：全国水防管理団体連合会、公益社団法人日本河川協会、全国治水網成同業会連合会、一般社団法人建設広報協会、一般社団法人全国海岸協会、  
公益社団法人全国防災協会、一般社団法人河川情報センター、全国建設弘済協会

令和8年度水防月間ポスター